

障害者差別解消法について

『障害者差別解消法』って、何だろう？

障害のある人もない人も共に生きる社会の実現に向け、障害を理由とする差別をなくすことを目的として、「障害者差別解消法（障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律）」が、平成28年4月に施行されました。

この法律は、国・県・市町村といった行政機関や、会社やお店、病院などの事業者を対象としていますが、障害を理由とする差別をなくしていくことは、すべての人に求められることでもあります。

みなさん一人一人が障害について理解し、障害のある人それぞれの状態や状況において、何が差別となっているかに気づき、差別をなくすためにはどのような配慮が必要なのかを考え、具体的に行動していきましょう。

『障害を理由とする差別』って、どんなこと？

- ① 『不当な差別的取扱い』と
- ② 『合理的配慮をしないこと』が、

障害者差別解消法での『障害を理由とする差別』になります。

★ポイント

『合理的配慮をしないこと』も差別になる



『不当な差別的取扱い』って、どんなこと？

障害を理由に、正当な理由なく、商品やサービスの提供を拒否したり、制限したり、条件を付けたりすることです。

不当な差別的取扱いの例

お店に入ろうとしたら、車いすを利用していることを理由に、断られた。

『合理的配慮』って、どんなこと？

障害のある人に合った必要な工夫などを行うことが「合理的配慮」です。

重すぎる負担がないのに、「合理的配慮をしないこと」は差別になります。

合理的配慮の例

視覚に障害のある人に、書類を読み上げるなど障害に配慮した対応をする。

※重すぎる負担がないのに、書類を渡すだけで障害に配慮した対応をしないのは差別になります。

	不当な差別的取扱い	合理的配慮の提供
行政機関	禁止	法的義務
事業者	禁止	法的義務

事業者とは、目的の営利・非営利、個人・法人を問いません。一般的な会社だけでなく、個人事業者や対価を得ない無報酬の事業、非営利事業を行う社会福祉法人やNPO法人も対象になります。

『障害者（障害のある人）』って、どんな人？

この法律に書いてある「障害者」は、障害者手帳を持っている人だけではありません。

「障害者」とは、身体・知的・精神障害（発達障害や高次脳機能障害も含む）、その他の心や体の機能に障害（難病に起因する障害も含む）がある人で、障害や社会の中にある社会的障壁（バリア）によって、日常生活や社会生活に相当な制限を受けている人です。

『社会的障壁』って、何だろう？

「社会的障壁」とは、障害のある人にとって日常生活や社会生活を送る上で障壁（バリア）となるような、社会における事物、制度、慣行、観念など、さまざまなもののことです。

具体的には、次のようなものをいいます。

- 事物：階段や歩道の段差、通行を妨げる障害物など
- 制度：障害を理由に、資格・免許等の取得を制限する
- 慣行：会議で点字資料や手話通訳がないことなど
- 観念：障害のある人への差別や偏見など



手話を表現している
ぐんまちゃん



『障害』は、どこにある？

障害のある人にとって日常生活や社会生活を送る上で障壁（バリア）となるような困りごとが多くあります。

この障壁（バリア）は、だれが解決していくべき問題なのでしょうか。次の2つの考えがあります。

障害の医学モデル（個人モデル）

障害は、障害のある人の中であって、リハビリなどをして、社会に適応できるよう「障害者本人が乗り越えなければならない」という考え。

障害の社会モデル

障害は、障害のある人の中にあるのではなく社会の中にある（社会が作り出している）のであり、障害を取り除くことが必要。

「障害を取り除いていくことは社会の責務である」という考え。



障害者差別解消法は、
『障害の社会モデル』の考えを取り入れています。